

第1回モラルサイエンス研究会 報告

5月12日(水) 14:00~15:30

オンライン開催

今回は、梅田徹教授より、「道徳教育における人権の位置づけ」と題してご発表頂き、続いて、江島顕一主任研究員よりコメントを頂いた。

梅田教授によると、人権という概念には二つの側面が存在する。一つは、国家や政府・自治体等の権力組織による人権侵害や弾圧からの保護または救済を求める権利としての人権であり、基本的人権という言葉の下で伝統的に理解されてきた人権概念である。もう一つは、市民同士の間で問題になるような人権である。梅田教授は、前者の人権を「タテの関係における人権」、後者を「ヨコの関係における人権」と呼び、この両者が明確に区別されないまま人権概念が使用され、人権教育が行われている点に現代の社会と教育の問題点があると指摘する。このような概念整理を土台にすると新たな人権教育と道徳教育の課題が浮かび上がり、人権概念の整理は道徳教育における人権の在り方を問う機会にもなると論じた。江島主任研究員からは、梅田教授の構想を公教育において推進する際に把握しておくべき問題状況についてコメントが行われた。